

**お知らせ**  
鹿児島県の最低賃金が  
改定されました

平成30年10月1日より、鹿児島県の最低賃金が時間額761円に改定されました。

**【特定・産業別・最低賃金】**

■電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業Ⅱ時間額788円  
(平成30年12月28日から)

■自動車(新車)小売業Ⅱ時間額821円  
(平成30年12月28日から)

※百貨店・総合スーパーの最低賃金額は、平成30年度は改正がありませんでしたので、平成30年10月1日から鹿児島県最低賃金額761円以上の支払いが必要

**問** 鹿児島労働局 資金室

☎099・223・8278

**お知らせ**  
危険ドラッグ・シンナー  
等乱用防止強調月間

3月11日から4月10日は、『危険ドラッグ・シンナー等乱用防止強調月間』です。

危険ドラッグを乱用すると、おう吐やけいれん、意識消失などが起き、死亡に至ることもあります。また、精神へ影響を及ぼし、自分の意思で乱用をやめることができ

なくなる可能性もあります。危険ドラッグは大変危険な薬物なので、好奇心などから安易に手を出したら絶対にいけません。

家庭、学校、地域などそれぞれの立場で危険ドラッグ等の薬物乱用防止に努めましょう。

**問** 志布志保健所

☎099・472・1021

**お知らせ**  
2019年度慰霊巡拝  
の実施予定について

2019年度における慰霊巡拝についてお知らせいたします。

参加対象遺族の範囲および選考基準など関係書類は、役場保健福祉課に準備してありますので左記問い合わせ先までご連絡ください。

**【実施地域と県の内申締切日】**

- ・アツツ島 4月10日(水)
  - ・モンゴル国 4月10日(水)
  - ・イルクーツク州 4月10日(水)
  - ・ハバロフスク地方 4月10日(水)
  - ・中国東北地方 4月19日(金)
  - ・ソロモン諸島 4月24日(水)
  - ・沿海地方 5月8日(水)
  - ・東部ニューギニア 5月22日(水)
  - ・インド 7月17日(水)
  - ・マリアナ諸島 7月29日(月)
  - ・フィリピン(一班・二班・三班) 9月20日(金)
  - ・硫黄島(一次・二次)
- ※実施予定時期、期間、募集人

員については、地域ごとに違いますのでお問い合わせください。

**問** 保健福祉課 社会福祉係

☎099・476・1111

**お知らせ**  
マイナンバーカードを  
取得しましょう

マイナンバーカードは、マイナンバー(個人番号)が記載された顔写真付のカードで、通知カードとは異なります。

マイナンバーカードの申請は、通知カードに同封された申請方法の案内文をご覧ください。

なお、通知カードを紛失された方は、再発行が可能ですので、市町村窓口か下記マイナンバー総合フリーダイヤルにお問い合わせください。

※詳しくは、マイナンバー(社会保障・番号制度)ホームページをご覧ください。

**問** マイナンバー総合フリーダイヤル

☎0120・95・0178

**問** 県庁情報政策課

☎099・286・2388

**お知らせ**  
世界自閉症啓発デー・  
発達障害啓発週間に  
ついて

毎年4月2日は国連が定めた「世界自閉症啓発デー」、同日から8日までは「発達障害啓発

週間」です。

自閉症をはじめとする発達障害の方は、他人の意図や感情を直感的に理解したり、言葉を適切に使うことなどが苦手な場合があります。学校や職場でさまざまな問題や困難に直面することがあります。

これらは、親のしつけや家庭環境が原因ではなく、脳機能の発達に関係するもので、見た目には障害があることがわかりにくいいため、行動や態度が誤解されることがあります。

発達障害の特徴を知り正しく理解していただくことが大切です。

**問** 県庁障害福祉課

☎099・286・2744

**お知らせ**  
不妊治療費助成の  
申請期限のお知らせ

県では、不妊治療指定医療機関で特定不妊治療を受けた県内にお住まいのご夫婦へ不妊治療費助成金を給付しています。

平成30年度中に治療が終了された方は、申請期限が平成31年3月29日(金)となっておりますのでご注意ください(3月に治療が終了された方で、期限内の申請が間に合わない場合に限り、申請期限を4月26日(金)まで延長します)。

**【申請先】**

お住まいの市町村を管轄する県

保健所

※詳しくは県ホームページをご覧ください。(「鹿児島県不妊」で検索)

**問** 県庁子育て支援課

☎099・286・2466

**お知らせ**  
ご存知ですか?  
サツマイモなどの  
移動制限

沖縄県、奄美群島やトカラ列島には、サツマイモなどに被害を与えるアリモドキゾウムシなどが生息するため、植物防疫法により県本土への持ち込みを禁止されている植物などがあります。

奄美群島などの生息地からサツマイモなどをお土産でもらったり、宅配便で贈られてきたりした時には病害虫防除所や植物防疫所が処分しますのでご連絡ください。皆さまのご理解とご協力をお願いします。

※詳しくは植物防疫所のホームページをご覧ください。(「植物等の移動規制」で検索)

**問** 鹿児島県病害虫防除所

☎099・245・1157

門司植物防疫所鹿児島支所

☎099・222・1046